

長崎市索道事業安全報告書

2008



長崎市索道事業に係る安全報告書 2008

(平成19年度に関する報告)

利用者の皆様ならびに市民の皆様へ

本市の索道事業に対して、日頃のご利用とご理解、誠に有難うございます。本市は索道関係法令を遵守し、安全確保及び安全輸送に努めております。本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取り組みや安全の実態について、平成19年度を、自ら振り返るとともに広くご理解いただくために公表するものです。皆さまからの声を輸送の安全に役立てたく、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。なお、平成18年12月29日より単線自動循環式普通索道（長崎スカイウェイ）を休止しておりましたが、平成20年3月31日をもちまして廃止することとなりました。長年、多くの皆様にご愛顧いただき誠に有難うございました。併せて、休廃止に伴い多くの皆様にご不便をお掛け致しましたこと深くお詫び申し上げます。

淵神社駅から稲佐岳駅間を運行しております複線交走式普通索道（長崎ロープウェイ）におきましては、更なる安全輸送に努め営業運行しております。観光でお越しの皆様・長崎市民の皆様のお越しを心よりお待ち申し上げます。

長崎市長 田上富久

1. 輸送の安全を確保するための基本方針

本市の索道事業は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努め、市長、管理職員及び職員の安全に係る行動規範（安全の基本理念、安全方針）は、次のとおりとしております。

- (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをすること。
- (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとること。
- (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

2. 平成19年度輸送の安全確保のための安全重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が「最重要」であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程等を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関して必要な情報を索道事業に従事する職員が共有できるよう連絡体制の確立を図ること。
- (3) 輸送の安全に関する教育・訓練等を計画的に実施すること。

3. 安全目標及び事故等の発生状況

(1) 安全目標について

輸送に携わる事業者と致しましては、当然の責務ではありますが、安全輸送に努めてまいります。ならびに、索道事業に携わる従事者の安全確保につきましても徹底してまいります。

(2) 事故等の発生状況について

①索道運転事故の発生状況

複線交走式普通索道（長崎ロープウェイ）一運転事故等の発生はありません

単線自動循環式普通索道（長崎スカイウェイ）一運転事故等の発生はありません

②インシデントの発生状況

複線交走式普通索道（長崎ロープウェイ）一インシデントの発生はありません

単線自動循環式普通索道（長崎スカイウェイ）一インシデントの発生はありません

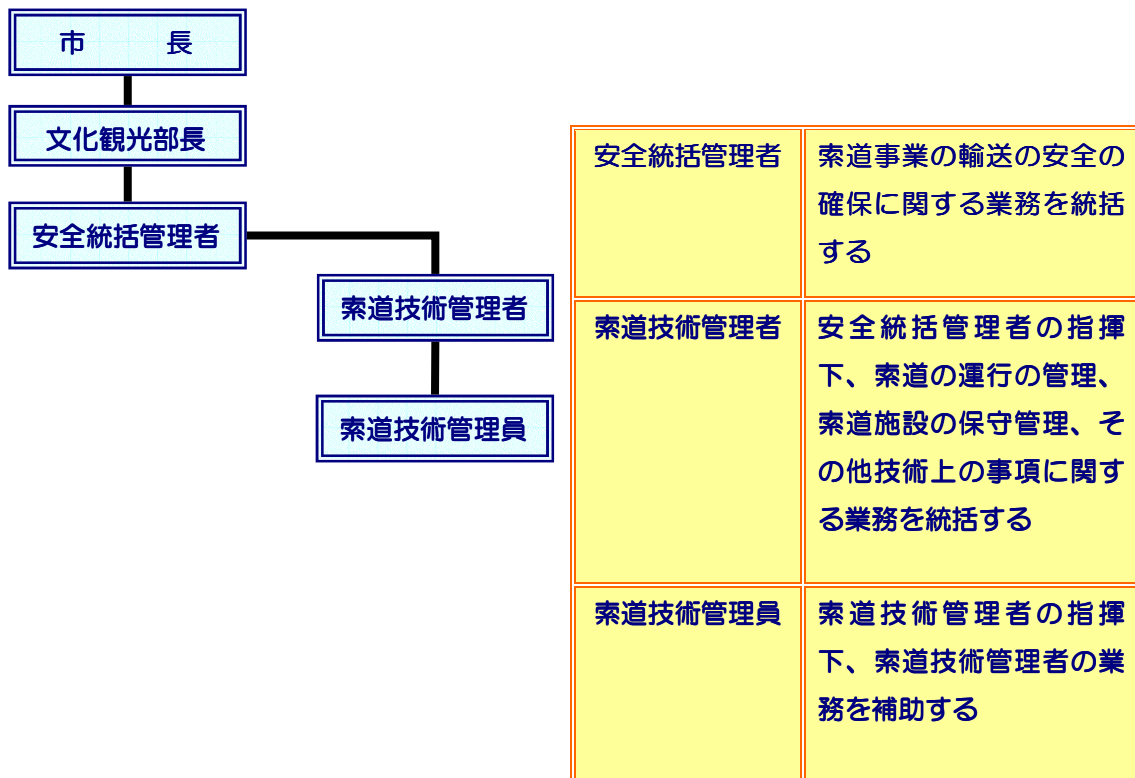
※ 単線自動循環式普通索道（長崎スカイウェイ）は、平成18年12月29日より休止しておりましたので、平成19年度の運行実績はございません。

4. 輸送の安全確保に関する組織体制

- (1) 市長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
- (2) 市長及び管理職員は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理の体制を整備するとともに、索道事業の実施及び管理の方法を定めるものとする。
- (3) 市長及び管理職員は、索道事業の遂行に際し、設備、運行、要員、投資、予算その他の必要な計画の策定において、次条に掲げる者その他必要な責任者に対し、安全性及び実現可能性の観点から検証を行わせる。
- (4) 市長及び管理職員は、輸送の安全を確保するため、索道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行う。
- (5) 市長及び管理職員は、輸送の安全確保に関する改善施策の決定に際しては、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重する。

(6) 市長及び管理職員は、事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態（以下「事故、災害等」という。）の規模や内容等に応じ、事故対策本部の設置や責任者、対応方法その他必要な事項を定め、職員等に周知し、徹底する。

(安全管理体制図)



5. 輸送の安全確保のための取組み

(1) 点検、検査、整備について

関係法令及び「整備細則」等に基づき、始業点検、1月検査、3月検査、12月検査を実施しております。

(2) 安全に係る投資について

<p>複線交走式普通索道 (長崎ロープウェイ)</p>	<p>受索輪ゴムライナー交換</p> <p>※受索輪は、各停留場及び各支柱上で60輪使用されている。ゴムライナーは索条の摩耗防止の為に必要なものである。各滑車のゴムブロックと同様に、溝底は使用限度内であっても、片摩耗等の見受けられる箇所については、早めに交換を実施。</p>
---------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



原動滑車・遊動滑車・曳索誘導滑車ゴムブロック交換

※原動設備・緊張設備は多数の滑車が使用されている。ゴムブロックは索条の摩耗防止の為に必要なものである。

溝底は使用限度内であっても、片摩耗等の見受けられる箇所については、滑車の芯ずれの原因となりスムーズな回転力をロープに伝えることが難しくなるので、早めに交換を実施。



**複線交走式普通索道
(長崎ロープウェイ)**

ギアカップリング分解整備点検[外注：安全索道(株)]

1、電動機～主減速機入力軸間ギアカップリング (KSS-242) の開放点検を実施

2、主減速機出力軸～原動滑車軸間ギアカップリング (KSSH-400) の開放点検を実施



1



2

**単線自動循環式普通索道
(長崎スカイウェイ)**

平成18年12月29日より、休止をしておりましたので平成19年度の投資実績はございません。

(3) 教育訓練について

「運転取扱」・「予備原動機取扱」等、輸送の安全に係る教育訓練を定期的を実施しております。「整備細則」等に則った点検・整備を確実に実施するために努力しております。乗務員・駅務係につきましても、搬器内、停留場内におけるお客様の安全を最優先に救助装置の取扱・誘導案内の教育訓練を実施しております。その他、消防訓練も実施しております。



救助装置取扱訓練



消防訓練（消火器取扱）

4 緊急時対応訓練について

複線交走式普通索道におきましては平成19年12月14日、2号支柱付近にて応急降下機を使用した救助訓練を実施いたしました。

6. ご連絡先

安全報告書に関するご感想、安全輸送への取組みに対するご意見をお寄せ下さい。

長崎市文化観光部観光総務課若しくは（財）長崎ロープウェイ・水族館
電話番号 095-829-1152（長崎市文化観光部観光総務課）
095-861-6321（長崎ロープウェイ）
FAX番号 095-829-1232（長崎市文化観光部観光総務課）
095-861-6430（長崎ロープウェイ）
E-mail

